

(ウ)「社会的性別」(ジェンダー)の視点

平成17年12月27日に閣議決定された男女共同参画基本計画(第2次)では、「男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。」とされています。

***「社会的性別」(ジェンダー)の視点**

1 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

上記1.2.について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

(男女共同参画基本計画(第2次)概要版より)

2 愛媛県の取組み

(1)愛媛県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現は、本県にとっても重要な課題です。

県では、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえつつ本県の地域特性や実態に即して、平成14年4月に愛媛県男女共同参画推進条例を定めました。

この条例は、男女共同参画を推進する主体である県、県民、事業者の責務を明らかにし、それぞれが自らの責務を果たすとともに、互いに連携・協働して、男女共同参画社会づくりを推進することを目的としています。

〔条例の枠組み〕

《基本理念》

- 男女の人権の尊重
- 経済活動の分野における男女の協働
- 社会における制度等についての配慮
- 教育における自立の精神と男女平等意識の涵養
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 性と生殖に関する自らの決定の尊重と健康な生活への配慮
- 家庭生活と他の活動の両立
- 国際的協調

